

平成24年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成24年12月21日 午前10時00分 開会
午前11時31分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 2番 中 川 佳 三 18番 白 石 栄 一

7. 議事日程

日程第1 議第60号 葛城市実費弁償条例の一部を改正することについて

日程第2 議第67号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決

- について
- 日程第3 議第54号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第4 議第55号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第5 議第62号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第64号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第7 議第65号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 議第66号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第9 議第68号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議第56号 葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第11 議第57号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについて
- 日程第12 議第58号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて
- 日程第13 議第59号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第14 議第61号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第63号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第16 発議第11号 葛城市議会議員定数条例の制定について
- 日程第17 発議第12号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書
- 日程第18 発議第13号 虐待を受ける障害者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充を求める決議
- 日程第19 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

寺田議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。これより平成24年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

そして、本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ご報告を申し上げます。本定例会の会期中に、溝口幸夫君からお手元に配付の発議第11号議案が追加議案として提出がありました。このことについて、13日に議会運営委員会を開催し、審議日程、審議方法について協議いただいております。その概要について、運営委員長より報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 それでは、皆さん、おはようございます。去る12月11日付けで追加議案として発議第11号議案が議長あてに提出されましたことを受けまして、13日に議会運営委員会を開会し、その取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げたいと思います。また、追加議案の取扱いについての協議の後、今後の一般質問のあり方についても協議をいたしておりますので、あわせてご報告をいたします。

まず発議第11号の審議日程、審議方法につきましては、本日各常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会へ付託をいたしておりました全ての議案が採決終了後、日程第16で上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

追加議案の取扱いについては以上のご報告とさせていただきます。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続いて一般質問につきまして協議をした内容についても、ご報告させていただきます。

昨今の一般質問を見ておられますと、制限時間内に事前通告した内容を全て終了することができないといった事象も見受けられることから、現在の一般質問における問題点等について、委員の皆様方のご意見をお伺いいたしました。

委員からは、理事者側の答弁の中には質問した内容にそぐわない答弁も見受けられる。時間が限られている中でもっと的確に答弁するように配慮をしてほしいという意見や、質問する議員側も、質問内容を簡潔に、要領を得た質問をする努力をするべきであるといった意見がありました。また、一般質問について、委員会審査の事前審査に当たらないように質問すべきであるといった意見もあり、今後議論が深まるような一般質問ができるよう、質問者、そして答弁者の双方がお互いに努力をしていくべきであるという認識を、理事者側とともに共有させていただきました。どうぞ今後ともご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会での審査のご報告とさせていただきます。

寺田議長 お諮りいたします。

発議第11号議案についての審議日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告の

とおりに行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 異議なしと認めます。よって、審議日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおりに行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました常任委員会及び特別委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。まず初めに、総務文教常任委員会より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、総務文教常任委員会の所管事項であります3つの調査案件について審査をいたしておりますので、その概要についてご報告いたします。

委員会は、平成24年12月14日に開催し、審査をいたしております。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。冒頭に、学校給食センター建設予定地については、これまでの委員会の経緯や、この土地の取得費及び測量設計委託料に係る予算が議会において既に可決されていることなどから、寺口1666番地1ほか2筆への建設について、委員会としては了承されたものとして、これから施設完成に向け、委員会運営を進めることを確認しました。そして、理事者より現在の進捗状況として、土地の測量及び既存建物の解体に係る設計業者の選定中であり、平成25年4月より、センターの建設設計についてプロポーザルの公募を行う予定である旨への報告を受けました。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてであります。理事者より園舎改築についてのこれまでの経緯や、事業計画変更に伴い建築設計等に遅延が生じたことにより、土地の造成費用などについて新たな補正予算の計上と、その予算の次年度への繰り越しをお願いすることとなった旨の報告を受けました。

次に葛城市職員採用事務に関する調査についてであります。本件については、前回の委員会において、委員の皆さんからそれぞれ4つの調査項目についての質問事項、並びに資料の請求について書面での提出をお願いいたしましたところ、それぞれの委員からご意見をお預かりしました。しかし、質疑の内容や答弁のあり方などについては、個人情報に関する内容に踏み込む恐れも考えられることや、人権問題に及ぶ危険性を考慮し、委員会としては質問の内容や会議の進め方などについて、委員の皆様と十分に協議した上で、委員会に臨んでいくことを決定いたしました。

最後に、これらの3つの所管事項について、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

寺田議長 次に、民生水道常任委員会より報告願います。

15番、下村正樹君。

下村民生水道常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、民生水道常任委員会の所管事項であります、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について審査をいた

しておりますので、その概要についてご報告いたします。

委員会は平成24年12月18日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては、理事者側から、新クリーンセンター建設に伴う収集業務の体制について、9月の本委員会開催以降、収集体制についての内部協議、新庄クリーンセンター職員との面談の経緯の報告があり、平成25年3月末には確立した収集業務体制を示させていただくとの報告を受けました。委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

寺田議長 次に、都市産業常任委員会より報告を願います。

11番、川辺順一君。

川辺都市産業常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、都市産業常任委員会の所管事項の調査案件であります、地域活性化事業新道の駅建設事業について審査をいたしておりますので、その概要についてご報告いたします。

委員会は平成24年12月19日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては、理事者側から、今年度測量、造成に係る設計等を進めていく土地について、図面の資料提示があり、事業計画区域にある土地は、筆数は79筆、合計面積については約3万3,300平方メートルである。今後これらの用地取得の進捗状況などについて、この資料に基づき随時報告していくとの説明がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

寺田議長 次に、新クリーンセンター建設事業特別委員会より報告願います。

13番、川西茂一君。

川西新クリーンセンター建設事業特別委員長 それでは改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、本委員会所管の調査案件につきまして、ご報告をいたします。

委員会は、平成24年12月14日に開催し、審査をいたしております。

委員会では、新クリーンセンター建設についてのこれまでの経緯及び今後の予定について、説明がありました。委員からは総合評価落札方式一般競争入札での入札参加を、要件の緩和を行いながら3回実施したにもかかわらず、なぜ1社しかなかったのか、その理由について分析されているのかという問いに対しまして、総合評価点が1,000点以上の会社が20社あり、その中で技術的にストーカ炉ができ、50トン炉を手がけることができるメーカーは数社であり、聞き取りを行ったところ、現在ほかの炉の建設に携わっており、手が回らないという回答を得たという答弁がありました。

次に、県で議論となっている規模というのは建物のことかという問いに対し、用地の規模については既に0.9ヘクタールから2.2ヘクタールへ拡大の変更の都市計画決定がなされており、土地については県からの指摘ではない。建物の規模について、既存の施設の建替えということで、自然公園法にのっとり、機能を維持するための最小限の規模ということで、今後

県とも協議していききたいという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えて、当委員会の報告といたします。

寺田議長 次に、尺土駅前広場整備事業特別委員会より報告願います。

9番、阿古和彦君。

阿古尺土駅前広場整備事業特別委員長 それでは、尺土駅前広場整備事業特別委員会所管の調査案件につきまして、ご報告いたします。

委員会は、平成24年12月17日に開催し、審査をいたしております。

質疑では、西忠木材跡地を代替地として希望されている方はおられないのかという問いに対し、西忠木材跡地を代替地として2件計画されている。残りは630平方メートルであるが、駅前に住んでおられる方は、駅の近くに代替地を希望される中で選択肢の1つとして視野に入れた上で、交渉を進めていききたいと考えているという答弁がありました。

また、工事を早期に進めるに当たり、手順等についてどのように考えているのかという問いに対し、西側の道路の整備及び橋梁の拡張から早期に進める計画だが、土地所有者と代替地の交渉中であり、買収できた箇所から工事を進めていききたいと考えているという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 本定例会中に開催されました常任委員会及び特別委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第60号及び日程第2、議第67号の2議案を一括議題といたします。本2議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 去る12月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第60号及び議第67号の2議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず議第60号、葛城市実費弁償条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第67号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。質疑では、今回漏水により需用費の光熱水費及び修繕料が計上されているが、原因究明はできたのかという問いに対し、今年の夏休みの終わりごろに調理場で漏水箇所が発見されたが、工事に日数を要するため、すぐに修理に取りかかると9月からの学校給食の配食に影響するため、冬休み中に工事に取りかかる予定である。漏水の原因については、調理場の配管の経年劣化によるものであるという答弁がありました。また、本年度当初から、給食センターの職員1名減っているが、その理由はという問いに対し、当初給食センターに給

食センター建設事業に係る事務担当職員1名の配置を予定していたが、教育総務課にその職員を配置することとなったためであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。日程第1、議第60号議案についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第60号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。日程第2、議第67号議案についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第67号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。次に、日程第3、議第54号から、日程第9、議第68号まで、以上7議案を一括議題といたします。本7議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を、委員長に求めます。

15番、下村正樹君。

下村民生水道常任委員長 去る12月10日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました8議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、18日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審議いたしました。そのうちただいま上程されております議第54号、議第55号、議第62号、議第64号、議第65号、議第66号及び議第68号の7議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第54号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、権限移譲によって市町村が実情に応じて条例を定めることができるとなったが、どのような点に留意され条例制定を行われたのかという問いに対し、指定地域密着型サービスは原則として葛城市内の事業所は葛城市民が利用できるものであり、市内の事業所が満床等で利用できない場合は、市外の事業所の利用を可能とできるように、事業所から指定申請を受ける。また、市外の事業所に市から指定申請を行うこともあり、奈良県下基準を統一して、利用者の不公平感をなくすため、県内12市同様の対応を行う旨、調整確認を行っている。その中で、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を、省令では完結の日から2年間保存されているが、本条例ではサービス提供の日から5年間保存と、12市で調整確認を行ったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、一般被保険者療養給付費で1億500万円の増額補正、また高額療養費では4,000万円の増額補正は、どのような要因によるものかという問いに対し、入院医療費が高いときには、療養給付費と高額医療費も高くなっている。入院件数では対前年比で6.2%の増、被保険者負担額、単価で対前年比5.7%の増となっている。また被保険者の総数は余り変わらないが、年齢別の被保険者数が70歳未満の方が減少しているにもかかわらず、70歳以上75歳未満の方がふえ続けている。医療費についての伸びも70歳未満の被保険者が0.5%から2.3%の増になっているが、70歳以上75歳未満の方は、11.1%から14.2%伸びている状況である。年齢構成が変わり、入院に関する費用が高くなっているが、調剤等の入院外の費用もわずかであるが伸びている状況であるという答弁がありました。

また、ジェネリック医薬品に対する葛城市の取り組み、また利用者はどれだけふえているのかという問いに対し、ジェネリック医薬品に変更ができるという方について、1カ月の調剤の負担額が500円以上安くなる方を対象に、1年に2回程度差額通知書を送付する予定で、初めて10月に170件ほど差額通知を出した。その結果、1カ月の先発医薬品の割合が72.4%から70.9%に、またジェネリック医薬品の割合が27.6%から29.1%となった。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、認定調査費の臨時雇用賃金の増の理由はという問いに対し、認定調査及び介護認定申請受付の補助を行う者1名の半年分の予算計上であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号、平成24年度葛城水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、賃金の8万円の増額補正、緊急時対応に伴う増とは具体的にどのようなことをされるのかという問いに対し、新庄浄水場内の記録及び新庄水系の取水確認等の業務、2人おられる嘱託職員が緊急で休まれた場合等の補充対応であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会へ付託されました議案についての報告といたします。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第55号議案についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議第62号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第62号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号議案は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第64号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第64号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号議案は原案のとおり可決されました。
日程第7、議第65号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第65号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第66号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第66号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号議案は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第68号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第68号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議第56号から日程第14、議第61号まで、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案は都市産業常任委員会へ付託されておりますので、審査の結果の報告を委員長に求めます。

11番、川辺順一君。

川辺都市産業常任委員長 去る12月10日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、19日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうちただいま上程されております議第56号から議第59号及び議第61号の5議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第56号、葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、市内にある都市公園すべてがこの条例の適用対象になってくるのか、また今後吸収源対策公園緑地事業で整備される公園についても適用されるのかという問いに対し、市内には63カ所、合計面積38.3ヘクタールの都市公園が設置されており、これらの公園については今後、施設の改修等の際、この条例に定められた設置基準にのっとり整備していく。また、今後市で新たに整備する公園等については、全てこの条例に基づいて整備していくことになるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第57号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第58号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、これまで全国一律に定められていた案内標識及び警戒標識の寸法について、今回政省令の基準を参酌して条例を制定したいということであるが、今後、市独自の基準を検討していく予定はあるのかという問いに対し、今回条例委任された道路標識については、市の条例で寸法の大きさなどを定めることができることとなった。観光地として独自の基準を考える余地はあると思うが、実際に運用をしていきながら、地域の実情、特性を考慮して検討していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、今回条例で基準を制定することで、現在進めている事業に影響はないのかという問いに対し、従来から政省令とともに、奈良県においては同基準の奈良県住みよい福祉のまちづくり条例があり、それに基づいて道路などさまざまな施設の整備について進めてきている。今回政省令で定められた基準を参酌し条例を制定したいので、この基準で進めていけば、以前と変わらないと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第61号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、条例改正で定めた基準は、国の基準どおりということであるが、この基準については、将来的に市独自の基準を検討していく考えはあるのかという問いに対し、現在のところは国の基準を参酌して、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準は、市街化区域内は5平方メートル、それ以外は10平方メートルとしているが、奈良県内の市町村でその基準に達していないため、緩和しようとしているところもあるようである。葛城市についても今後条例の見直しが必要となった場合に、条例改正もしていかなければならないと思っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第56号議案について討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第58号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第58号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第59号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第59号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第61号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第61号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。
次に日程第15、議第63号議案を議題といたします。
本案は3つの常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会に分割付託されております
ので、審査の結果報告を各委員長に求めます。
まず、総務文教常任委員会の関係部分についての審査の結果の報告を求めます。
12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 ただいま上程されております議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正
予算(第5号)の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について審査の概要及
び結果をご報告申し上げます。

質疑では、自治振興費の光熱費を110万円増額補正されているが、その理由はという問い
に対し、現在市内には4,147件の防犯灯を設置しており、その電気代として当初は1,425万
9,000円を見込んでいたが、燃料調整費により、4月から9月までの電気代が754万9,352円、
月平均では125万8,226円と、当初の見込み額より高くなっている。このことにより、10月か

らの半年間の電気代を、燃料調整費の変動に伴い、月平均130万円として年間の電気代見込額を算出した結果、今回その差額分を増額補正させていただいたという答弁がありました。

また、新庄小学校附属幼稚園園舎改築事業について、繰越明許されているがその理由はどういう問いに対し、新庄小学校附属幼稚園の改築工事については、これから入札公告を行い、3月議会での工事契約の議決、またそれから施設の完成までは約1年を見込んでいる。しかし、繰越明許を行わない場合は、この契約期間や契約公告の期間を平成25年3月末までに限られることから、今回繰越明許をお願いすることにより、平成26年3月末までの契約期間を可能とするものであるという答弁がありました。

さらに地方債の補正の内容について説明願いたいという問いに対し、今回の補正は、より有利な起債への組みかえ措置として行うものであり、し尿中継地整備事業費については、これまでは充当率75%で交付税算入ゼロであった一般廃棄物処理事業債から、県とも協議を重ねた結果、新市建設計画にうたわれている、し尿処理について、収集処理体制の適正な維持管理に努めていく上で必要不可欠な事業として同意いただき、充当率95%でも70%の交付税算入される合併特例債に組みかえさせていただくものである。

また、新庄小学校、磐城小学校、及び新庄小学校附属幼稚園の地震補強及び改築事業費については、これまで合併特例債を見込んでいたが、平成24年度に国において地方債の同意等の基準が示され、県との協議を重ねる中で、より有利な起債として示していただいた、補助の充当率100%で80%の交付税算入される緊急防災減災事業債に組みかえることにしたものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

15番、下村正樹君。

下村民生水道常任委員長 ただいま上程されております議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、心身障害者医療費扶助200万円、乳幼児医療費扶助350万円、ひとり親家庭等医療費扶助80万円、それぞれ増額補正であるが共通の要因はあるのかという問いに対し、心身障害者医療費扶助では、入院件数の増加、金額で33万7,122円、47.1%の増となっている。また、受給者数は全体で4人の増であるが、心身障がい者の方の60歳から74歳までの割合が44.9%と高く、高齢の方が多くが要因と考える。次に乳幼児医療費扶助では月当たりの入院金額が19万9,433円と、20.2%の増となっており、入院の割合が高くなっている。次にひとり親家庭等医療費扶助については、受給者数は71人の減であるが、月当たりの入院金額が7万3,443円、43.6%の増となっており、いずれも入院に係る医療費の助成がふえている

との答弁がありました。また、妊婦健康診査委託料521万2,000円と、当初予算2,200万円からすると20%超の増額補正であるが、その内容はという問いに対し、母子家庭、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査基本券14枚と補助券24枚を配布している。実績では平成23年9月では1,677件、平成24年9月は2,209件と、532件増となっており、今年度半期に執行している金額について年間で換算し、不足の差額分を補正させていただいたとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

11番、川辺順一君。

川辺都市産業常任委員長 ただいま上程されております議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

最後に、尺土駅前広場整備事業特別委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

9番、阿古和彦君。

阿古尺土駅前広場整備事業特別委員長 議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、尺土駅前広場整備事業特別委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、公有財産購入費と補償費が組みかえられた経緯は、また繰越しされている補償費の執行状況はという問いに対し、当初予定をしていた方々の補償費について、従前の繰越し分と合わせてある程度見込まれているので、公有財産購入費と組みかえて予算執行をしていきたい。一方、繰越しされている補償費については、地権者と交渉し執行はされているが、支払いについては従前の建物を取り壊してからであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

寺田議長 以上で、尺土駅前広場整備事業特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、いずれも可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に日程第16、発議第11号、葛城市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

10番、溝口幸夫君。

溝口議員 ただいま議題となりました、発議第11号、葛城市議会議員定数条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

これまで葛城市議会の議員定数については、平成16年10月の葛城市誕生以降、平成17年の一般選挙までは、合併特例法の在任特例として31名でありました。それ以降は、旧両町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書により、議員定数を18名と定め、今日に至っております。その間、葛城市議会においては市民に開かれた議会を目指し、一般質問時における一問一答方式や質問席を設置した対面方式の採用、また議会だよりを発刊するなど、さまざまな議会改革に取り組んでまいりました。その取り組みの一つとして、議会改革特別委員会においては、これまで約2年にわたり議員定数について近隣市等の議員定数の状況や、定数削減による常任委員会構成への影響、また議員1人当たりの人口割合などさまざまな角度から議論を重ね、先月の11月26日の委員会において、平成25年の一般選挙より、現行の18名から3名を減らした15名にすべきであるとの結論を出されております。また、12月10日の議会全員協議会において、この旨説明し、ご理解を求めました。

15名にすべきであるとの結論を出してございまして、一方また国では、第177回国会において、地方公共団体の組織及び運営についてその自由度の拡大を図るため、これまで人口規模に応じて定められた地方議会議員の法定定数の上限を撤廃する地方自治法の改正が、平成23年4月28日に可決されております。市民の意見を行政に届けるという意味では、議員定数は多い方が望ましいと思われませんが、近隣の状況や今後の本市における財政状況、そしてこれまでの議会改革特別委員会における議論などから、葛城市議会議員の定数については、平成25年の一般選挙から現行よりも3名減らした15名とする、葛城市議会議員定数条例を制定することを提案いたします。なお、この定数削減による市民に対する影響をかんがみ、今後葛城市議会においては、効率的な議会運営を目指した議会改革の一層の推進と、市民の付託に十分応えられるよう、さらなる議員、議会全体の資質の向上が必要不可欠であります。そして、市民皆さんに対しては、議会だより等を通じて周知をしていきたいと思っております。

簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよ

う、よろしくお願いいいたします。

寺田議長 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 提案されています発議第11号、葛城市議会議員定数条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、葛城市議会議員の定数を現行の18人から3人削減し、15人とするものであります。この間定数問題は、議会改革特別委員会において、議会改革の一つとして議論されてまいりました。定数削減の理由として、地方財政の厳しい中、御所市や桜井市、五條市など、県内他市の議会で定数削減が行われている。また、行財政改革に取り組むに当たっては、市民生活に少なからず影響を及ぼし、痛みを伴うことが予想される。我々議会議員が痛みを伴わずして行政改革を進めることは、市民の理解が得られない。区長会を初め市民から声が上がっているなどであります。

夕張市のように、年度間にまたがる一時借入金の会計間の貸付けや償還という不適正な財政運営による財政破綻、無秩序なまちづくりや放漫な財政運営を議会としてチェックできずに、財政危機に陥った近隣市等では、一定やむを得ないものと考えます。しかし、葛城市においては、先人たちの計画的なまちづくり、良好な住宅地の誘導や工場誘致など、財政基盤の強化を目指したインフラ整備、堅実な財政運営等によって築かれた県内有数の財政力が引き継がれています。さらに葛城市は、合併という究極の行財政改革によって、議員定数は31人から18人と、13人も削減されたのであります。市民と市議会、行政は、葛城市の発展を目指して財政基盤の強化に取り組むとともに、他市以上の痛みと犠牲を払ってきたのであります。行財政改革は市民生活に痛みを伴う、我々議会議員が痛みを伴わずして、行財政改革を進めることはできないなど、これまで痛みや犠牲を市民に求めるために定数削減をするなどという理屈は、到底認められないものであります。

行財政改革は、地方自治の拡充に資するものでなければなりません。地方自治法第1条の2第1項は、地方自治体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると定めています。住民福祉の増進を図ること、このためにこそ地域の特徴を生かした自主的な行財政改革を継続的に進められるべきであります。

葛城市の財政状況は、行財政改革にかかわらず、奈良県一健全、今もこれからも大丈夫、市長が証明しています。それでも、財政は厳しい。市民に痛みを求め、議員が自ら痛みを求める行財政改革が必要だというならば、100歩譲って議員報酬の削減を行うべきであります。

平成23年度の決算ベースで見ますと、18人の議員報酬や期末手当、共済費、特別旅費の合計額は1億9,337万円です。3人削減の15人で試算をしますと、合計額は1億6,131万円となり、3,206万円の削減になります。一方、月額37万円の議員報酬を7万円引き下げて30万円にすれば、同じく議員報酬や期末手当、共済費、特別旅費の合計額は1億5,539万円となり、3人の削減を上回る3,798万円の削減になるのであります。

議会の議員を住民が直接選挙で選出するという代議制、議会制民主主義の根幹をなす憲法上の市民の選挙権を抑圧、後退させる定数の削減ではなく、議員報酬の削減こそ、次善の選択肢ではありませんか。財政の困難や危機を象徴すればするほど、議員報酬の引き上げはもとより、せつかく法で明記された政務調査費も採用することができないという袋小路に入ってしまうではありませんか。今、地方分権、地域主権が着々と進められています。権限移譲に基づき、市民に身近な事務事業が移管されてきています。これからの地方自治体は地域の実情に応じた独自のまちづくり、市民とともに自らの判断と責任において自主的かつ総合的なまちづくりの取り組みが求められています。葛城市が独自に取り組んできた計画的なまちづくりや、財政基盤の強化、行財政改革の成果を評価、活用することなく、近隣市や県内他市の定数削減の流れにおくれるな、右へ倣えの定数削減は、全く新しい時代の要請に背を向ける、検討はずれの理屈であります。

日本国憲法は、第8章に地方自治の章を設け、憲法第92条地方自治の原則において、地方自治体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると書いています。地方自治の本旨とは、地方自治体のことはその自治体の住民の意思に基づいて決定する住民自治と、地方自治体のことはその決定に基づいて、その地方自治体の自主性において執行する、団体自治を指しています。憲法第93条は、地方公共団体には法律の定めるところにより、議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員、及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するとしています。住民自治を実現するために、議会を設置し、その議会の議員はその地方自治体の長と同様に、住民が直接選挙することを決めているのであります。

市民はこの憲法の定めに基づいて、直接選挙によって議員を選び、議員を通して自らの意思を反映し、市政に参画することになるのであります。議員の役割、責務は、議会制民主主義の根幹をなす二元代表制における議事機関議会の一員として、市民の多様な意思を代弁するとともに、議会が行政事務執行の監視機能や立法機能を十分に発揮し、住民自治の実現に貢献することによることなのであります。

議員定数の削減は、憲法が国民、市民の基本的な権利として保障する、選挙を通して市民の意志を反映する住民自治を抑制し、二元代表制における議事機関としての役割を後退させるもので、容認し難いものであります。

さらに憲法97条は、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去の幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものであると規定をし、第99条では天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁

護する義務を負ふと定めています。

いつときの財政困難や政治に対する不信、行財政改革等を理由に軽々に国民、市民の基本的な権利を侵してはならないのであります。もし民意がこの憲法の理念に反しているならば、我々議員、公務員は勇気を持って憲法の理念を喚起しなければなりません。この間、議会改革特別委員会の中で、定数問題について2年間にわたり議論され、さまざまな削減理由が言われてまいりましたが、定数を削減することによって、議会の機能や役割が前進し、議員の資質、能力の向上に役立つことができるとした証明が、何ら語られなかったことを、最後に述べて、私の討論を終わります。

寺田議長 ほかに、討論ございませんか。

15番、下村君。

下村議員 ただいま上程されております発議第11号、葛城市議会議員定数条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成16年の合併以来、葛城市では人件費の削減や公債費対策として地方債の繰り上げ償還や利率の見直しによる借り換えなどの積極的な行財政改革に取り組み、また本定例会においても、し尿中継地整備事業費や小学校、幼稚園の地震補強改築事業費についてより有利な起債への組み替え措置を行うなど、健全な財政運営を遂行するため、さまざまな努力をされています。しかし、平成27年度からは普通地方交付税の算定替えによる歳入不足が生じることや、既に始まっている合併特例債の償還による歳出の増加などにより、これからの葛城市の財政は大変厳しいものであり、この状況は避けて通ることができません。こういった現実を知悉している議会においても、自ら身を削ることは当然であると考えます。

次に近隣市議会の状況を見ても、御所市では平成18年に定数を18名から15名に、五條市では平成21年に21名から15名に、香芝市においては現在の定数は18名ですが、平成25年3月の一般選挙からは16名とする定数削減案が既に可決されています。その理由についても、財政状況の悪化が占める割合は高いものであると思われまます。

ただ、近隣が定数を減らしたから葛城市も減らすということではなく、やはり定数を減らすにはそれなりの理由があります。この件について議会改革特別委員会では、議会改革の一環として議員定数について定数削減ありきで調査を始められたのではなく、定数の見直しという観点から約2年間にわたり、先ほどの提案理由で述べられたようなさまざまな角度から定数について議論され、そして導き出された結論が現行の18名から3名減らした15名にするということでした。

この定数削減についてはいろいろな考え方があります。市民の意見が市政に届きにくくなるといった意見などもありますが、議員定数が減らされても、議会の調査機能や政策立案能力等の充実強化を図ること、そして議員自身の資質を高めることにより、市民の付託に応えていくことは十分可能であると考えます。

以上のことから、今回の議員定数を18名から15名に削減される本条例案の制定については賛成させていただき、この議員定数削減が市民の理解を得られ、葛城市議会の議会改革における新たな一步を踏み出すものと確信し、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

寺田議長 ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

寺田議長 起立多数であります。よって発議第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、発議第12号、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 ただいま上程を賜りました発議第12号、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備え、国民の生命、財産を守るため、国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。具体的には、ハード面の事業といたしましては、橋梁など現存する社会資本の安全性について、実情を明らかにするための科学的総合的な総点検を実施し、ソフト面では学校教育における防災教育の充実や、各自治体が連携した広域的総合的な防災訓練の推進、関係省庁の総合調整等を行う防災・減災体制再構築推進本部の設置、さらに災害発生時に応急対応を一元的に担う仮称、危機管理庁を設置するなど、国、地方公共団体において災害に強いまちづくりを進めなければなりません。しかし、国や地方公共団体では、厳しい財政状況の中にあることから、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本整備など各施策に必要な財源を確保することが課題となります。

そこで、政府におかれましては、我が国の防災・減災体制を再構築するため、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた防災・減災体制再構築推進基本法を早期に制定されるよう強く求めるものであります。

以上で、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

寺田議長 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

次に日程第18、発議第13号、虐待を受ける障害者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充を求める決議を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

15番、下村正樹君。

下村議員 ただいま上程されました発議第13号、虐待を受ける障害者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充を求める決議について、その提案理由を説明させていただきます。

本年10月1日から障害者虐待防止法が施行され、その法律の第9条第2項で、通報等の内容が事実確認によって、擁護者による障がい者虐待により生命、または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる障がい者に対して一時的に保護するため、当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させるなどの適切な措置を講じることが、市町村に義務づけられています。また、都道府県においても障害者虐待防止対策支援事業実施要綱の中で、虐待を受けた障がい者の受け入れについて、支援しなければならない旨が明記されております。しかし現状においては、障害種別に支援措置が行われるべきであるにもかかわらず、精神障がい者の適切な入所措置の支援が十分に確保されておらず、また、入所措置のための居室を確保している市町村の所在地が偏っており、数も少ない状況であります。

このことから、現状における不十分な入所措置の状況に対して、奈良県も一時保護のための入所施設、あるいは居室の確保をされ、県内施設とともに連携をとって障がい者虐待への対策を充実し、推進していただくことを要望いたします。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

寺田議長 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましても、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

次に日程第19、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中の継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表に記載の事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで閉会のあいさつをいたします。

10日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議いただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められてきましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましても、次回の一般選挙から議員定数を現行の18名から3名減らし、15名とする議会議員定数条例が議員提案され、可決されました。地方分権の推進により議会の機能強化が強く求められる中、議会がその果たすべき役割を全うし、より効率的な運営を行っていけるよう、今後も議会改革を推進してまいり所存でございます。また、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、さらにさきの衆議院議員総選挙の結果、国政におきまして政権交代が行われたことを受け、今後、地方財政や市政運営に及ぼす影響について、国の動向を注視していただきながら、平成24年度葛城市政の執行並びに平成25年度の予算編成に当たられますよう、要望いたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月10日に開会されました平成24年第4回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会の運びとなりました。その間、提案をいたしました全議案、皆様慎重にご審議を賜り、いずれも同意、可決をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、今議会は衆議院の解散総選挙の開催と重なりまして、議員皆様におかれましても各応援に駆けつけられ、いろいろと大変な日程であったろうというふうに思いますけれども、先ほど議長が申されましたように、政権交代がなされ、これから地方自治体が受ける影響についてしっかりと耳目を鋭くしながら、国の動向、また新しい制度等、しっかりと見極めて葛城市政の運営に当たっていかねばならないというふうに思っておるところでございます。

また、今期間中に議員の皆様から貴重なご意見、ご提言を賜りましたことをしっかりと受けとめながら、職員一同団結をしてあすからの市政運営に当たってまいりたいと存じております。

本年も残すところあとわずかとなっておりますが、どうぞお体ご十分にご留意をいただきまして、ゆく年くる年、議員皆様方におかれましてはよい年でありますようお祈りを申し上げますとともに、本年1年間本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

寺田議長 以上で、平成24年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時31分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 寺 田 惣 一

議 会 副 議 長 川 西 茂 一

署 名 議 員 中 川 佳 三

署 名 議 員 白 石 栄 一